

平成 2 8 年 1 2 月 五 島 市 議 会 定 例 会 追 加 議 案 表

(平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 165 号	五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	1
議案第 166 号	五島市職員の給与に関する条例等の一部改正について	7
議案第 167 号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	21
議案第 168 号	五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について	23
議案第 169 号	平成 2 8 年度五島市一般会計補正予算 (第 4 号)	別冊
議案第 170 号	平成 2 8 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	別冊
議案第 171 号	平成 2 8 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 172 号	平成 2 8 年度五島市診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊

議案第165号

五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月13日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年五島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「達するまでの子」を「達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「子のある職員(」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のあ

る職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者」に、「深夜に」を「第1項中「深夜に」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、五島市職員の給与に関する条例第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第2条 五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

(五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 五島市職員の育児休業等に関する条例（平成16年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号アの(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日（）」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月に到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことによ

り、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第21条第2項中「という。）を承認されている」を「という。）又は勤務時間等条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「承認されている時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時

間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護するための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第4条 五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

（五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年五島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「又は介護休暇（当該現業員が）」を「、介護休暇（当該現業員が要介護者（」に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者の定めるところにより、現業員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該現業員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

（五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年五島市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通

算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該現業員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

（五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第7条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年五島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「介護休暇」の次に「及び同条例第16条の2の規定による介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲、介護休暇の分割取得等について、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第166号

五島市職員の給与に関する条例等の一部改正について
五島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月13日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の給与に関する条例(平成16年五島市条例第45号)の一部
を次のように改正する。

第12条中「413, 300円」を「413, 800円」に改める。

第32条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100
分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」
を「100分の42.5」に改める。

附則第14項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100
分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係） 行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000

22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400

再 任 用 員 以 外 の 職 員	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		

70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	

94	294,000	341,800		
95	294,400	342,300		
96	294,800	342,700		
97	295,000	342,800		
98	295,300	343,300		
99	295,700	343,700		
100	296,100	344,000		
101	296,300	344,300		
102	296,600	344,700		
103	297,000	345,100		
104	297,300	345,500		
105	297,500	346,000		
106	297,800	346,400		
107	298,200	346,800		
108	298,500	347,200		
109	298,700	347,700		
110	299,100	348,100		
111	299,500	348,400		
112	299,800	348,700		
113	299,900	349,200		
114	300,200			
115	300,500			
116	300,900			
117	301,100			

	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	395,500	470,600
	2	398,400	472,900
	3	401,300	475,100
	4	404,100	477,400
	5	406,800	479,700
	6	409,500	481,900
	7	412,300	484,100
	8	415,000	486,300
	9	417,500	488,300
	10	420,200	490,400
	11	422,900	492,500
	12	425,600	494,600
	13	428,000	496,700
	14	430,500	498,800

15	432,900	500,900
16	435,400	503,000
17	437,600	505,100
18	440,000	507,100
19	442,400	509,100
20	444,800	511,100
21	446,600	512,900
22	449,000	514,700
23	451,400	516,600
24	453,700	518,500
25	455,800	520,200
26	458,100	522,000
27	460,300	523,800
28	462,600	525,600
29	464,800	527,400
30	467,100	529,200
31	469,400	531,000
32	471,600	532,800
33	473,600	534,400
34	475,700	536,200
35	477,800	537,900
36	479,900	539,700
37	482,000	541,300
38	483,800	542,900
39	485,600	544,300
40	487,400	545,900
41	489,100	547,400
42	490,900	548,800
43	492,700	550,200
44	494,500	551,500

再任用職員以外 の職員	45	496,100	552,700
	46	497,800	553,700
	47	499,600	554,700
	48	501,400	555,700
	49	503,000	556,700
	50	504,300	557,600
	51	505,600	558,500
	52	506,900	559,400
	53	508,100	560,200
	54	509,400	561,100
	55	510,700	562,000
	56	512,000	562,900
	57	513,000	563,800
	58	513,800	564,700
	59	514,600	565,600
	60	515,400	566,300
	61	516,300	567,200
	62	517,100	568,100
	63	518,000	569,000
	64	518,800	569,900
	65	519,700	570,800
	66	520,600	
	67	521,300	
	68	522,200	
69	523,100		
70	523,900		
71	524,800		
72	525,700		
73	526,500		
74	527,400		

	75	528,300	
	76	529,000	
	77	529,800	
	78	530,700	
	79	531,600	
	80	532,500	
	81	533,300	
	82	534,200	
	83	535,100	
	84	536,000	
	85	536,800	
	86	537,700	
	87	538,600	
	88	539,500	
	89	540,300	
再任用職員		392,200	465,200

備考 この表は、診療所等に勤務する医師で市長が定める職員に適用する。

第2条 五島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第13条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第14条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に該当する」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる」に改め、同項第3号及び第

4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第32条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第14項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

(五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年五島市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年五島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

別表第1中	「	371,000	を	372,000	に改める。
		419,000		420,000	
	」			」	
別表第2中	「	186,500	を	186,900	に改める。
		214,000		214,400	
		254,000		254,400	
		273,400		273,800	
	」			」	

第5条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第12条、別表第1及び別表第2の規定並びに第4条の規定による改正後の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成28年4月1日から、改正後の給与条例第32条第2項及び附則第14項の規定並びに改正後の任期付職員条例第7条の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に掲げる場合を除く。）

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、

これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、給料月額並びに初任給調整手当、勤勉手当及び扶養手当の額等について、一般職の国家公務員に準じ改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第167号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月13日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の五島市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。こ

れが、この条例案を提出する理由である。

議案第168号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について
五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月13日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
第1条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第7条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴

い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。